

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和六年十一月五日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール橿原

所在地 橿原市曲川町七丁目四四三一一ほか

二 橿原市から聴取した意見の概要

1 危機管理課

(1) 浸水想定区域図（最大想定）では五十センチメートルから三メートルの浸水深度が想定されているため、十分な浸水対策を講じること。

(2) 最大震度六強の揺れに対する建物、陳列棚等の対策を十分検討し、講じること。
(3) 災害発生時には、地域の一員として、市と地域と連携しながら対応を図ることを検討しておくこと。

2 文化財保存活用課

本事業の工事については、令和四年十月十四日付けで「埋蔵文化財発掘届出書の内容一部変更願い」が提出済みである。ただし、今後、先の申請内容から変更が生じた場合や新たに工事を行う場合には、埋蔵文化財に係る手続を行うこと。

3 環境政策課

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭等の公害を防止するため、自己の負担において必要な措置を講じること。

(2) 敷地境界での環境基準値を超過しないよう、騒音防止対策に努めること。

(3) 近隣住民からの公害に関する苦情が発生した場合は、事業者自らが適切に対処すること。

(4) 騒音規制法及び振動規制法に伴う特定施設の届出が必要な場合は、申請すること。

(5) 廃棄物の減量化及び資源化に努めること。

(6) 事業活動に伴って、橿原市内で発生した一般廃棄物（ごみ）（以下「事業系一般廃棄物」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び橿原市一般廃棄物処理計画に従って分別、保管及び排出を行う等、排出事業者自らの責任にお

いて、適正に処理すること。

(7) 事業系一般廃棄物の運搬を他者に委託する場合には、橿原市が許可する一般廃棄物収集運搬業者又は環境省令で定める者に委託すること。

(8) 事業系一般廃棄物を橿原市の処理施設にて処理する場合には、橿原市一般廃棄物処理計画（一般廃棄物の区分及び処理施設への搬入の方法）に従い搬入すること。

4 公園緑地景観課

(1) 今回の届出に関連して、橿原市屋外広告物条例による許可申請済みの内容に変更があり、届出（住所氏名変更届及び広告物除却届）が必要となる場合は、手続を行うこと。

(2) 新規出店に伴い、屋外広告物を掲出する場合は、屋外広告物法、橿原市屋外広告物条例・施行規則を厳守し、許可を受けること。

5 上水道課

(1) 給水申請提出までにメーター口径について水理計算書を上水道課へ提出し、各店舗のメーター口径を決定すること。

(2) 水理計算の結果、既設給水管口径が必要口径に満たない場合は給水管の引込み直しを行い、不要となる既設給水管については分水栓止め工事を行うこと。

(3) 給水申請を提出し、施行許可を得て工事を行うこと。

三 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

四 縦覧期間

令和六年十一月五日から同年十二月五日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで